様式第 11 の 3 (第 9 条 の 5 関係) (平11通産令132・追加、平12通産令10・旧様式第11の2 線下・一部改正、平15経産令72・平27経産令 6・令元経産令 1・令 2 経産令92・一部改正)

【書類名】 意見書

(【提出日】 令和 年 月 日)

【あて先】 特許庁審査官 殿

(特許庁審判長 殿)

【事件の表示】

【出願番号】

【商標登録出願人】

(【識別番号】)

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

## 【代理人】

(【識別番号】)

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

## 【発送番号】

【意見の内容】

【証拠方法】

【提出物件の目録】

## [備考]

- 1 「【あて先】」は、特許庁審査官による命令の場合はその命令を発した特 許庁審査官、特許庁審判長による命令の場合はその命令を発した特許庁審 判長とする。
- 2 「【事件の表示】」の欄は、次の要領で記載する。
  - イ 「【出願番号】」には、「商願○○○一○○○○」、「国際登録第 ○○○○○号」又は「○○○年○○月○○日に事後指定が記録された国際登録第○○○○○号」のように記載する。
  - □ 書換登録申請については、「【出願番号】」を「【申請番号】」とし、「書 換○○○─○○○○」のように書換登録申請の番号を記載する。
  - ハ 審判に係属中のものについては、「【事件の表示】」の欄に「【審判番号】」の欄を設け、「不服○○○一○○○○」のように審判の番号を記載し、かつ、「【出願番号】」の欄に出願の番号(書換登録申請に対する審判にあつては、「【申請番号】」の欄に申請の番号)を記載する。
- 3 審判に係属中は、「【商標登録出願人】」を「【審判請求人】」とし、書換登録申請については、「【書換登録申請者】」と記載する。

- 4 「【発送番号】」の欄には、拒絶理由通知書等に記載された発送の番号を 記載する。
- 5 その他は、様式第 2 の備考 1 から 4 まで、20 から 22 まで、26、29 から 31 まで及び 40 から 44 まで並びに様式第 10 の備考 2、4 及び 5 と同様とする。